

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

昭和三十一年十月一日

三重県条例第四十四号

最終改正：平成二二年一二月二八日

三重県条例第六九号

三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例をここに公布する。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

題名改正〔平成二〇年条例三九号〕

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

一部改正〔平成二〇年条例三九号〕

第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。

議長 月額 百二万円

副議長 月額 九十万円

議員 月額 八十三万円

一部改正〔昭和三二年条例四八号・三五年五六号・三六年五〇号・三九年八号・四一年五七号・四三年四一号・四五年六号・四七年八号・四八年六一号・五〇年二〇号・五二年三号・五三年三八号・五六年六号・五九年二号・六〇年七号・六三年四号・平成二年二三号・四年二四号・六年二八号・八年二四号・二〇年三九号〕

第三条 新たに議員の職についたときは、その日から議員報酬を支給する。

2 議長、副議長又は議員が職務の異動により議員報酬の額に変更を生じたときは、その日から新たに定められた議員報酬を支給する。

全部改正〔昭和五九年条例二号〕、一部改正〔平成一八年条例五一号・二〇年三九号〕

第四条 議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、失職等により議員の職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの議員報酬を支給する。

全部改正〔昭和五九年条例二号〕、一部改正〔平成一八年条例五一号・二〇年三九号〕

第五条 前二条の規定により議員報酬を支給する場合（死亡したときを除く。）であつて月の一日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

全部改正〔平成一八年条例五一号〕、一部改正〔平成二〇年条例三九号〕

第六条 議長、副議長及び議員の職務のため旅行する場合にあつては、その費用の弁償として旅費を支給する。

第七条 旅費の支給に関しては、この条例に定めるもののほか、一般職に属する県職員の例による。

- 2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもののほか、公務雑費とする。
- 3 公務雑費は、旅費条例第六条に規定する旅行雑費に代え旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額により支給する。
- 4 公務雑費の定額は、次項に規定する公務雑費の定額の基本額による。
- 5 公務雑費の定額の基本額は、一日につき三千円とする。
- 6 公務雑費の定額の基本額は、議長、副議長若しくは議員の住居から議事堂まで、又は、議事堂から議長、副議長若しくは議員の住居までの旅行以外の旅行であつて、かつ、県の所有する自動車（借上バスを含む。以下同じ。）による旅行以外の旅行をした場合に支給する。ただし、当該旅行について、県の所有する自動車によることが相当であるにもかかわらず、これによらなかつた場合は、この限りでない。
- 7 交通機関による県外の旅行の場合で、次の各号のいずれかに該当する旅行にあつては、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。
 - 一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発となる旅行（第三号に掲げる旅行を除く。） 千円
 - 二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める夜間の帰着となる旅行（次号に掲げる旅行を除く。） 千円
 - 三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発かつ夜間の帰着となる旅行 二千円
- 8 一日に二以上の交通機関による県外の旅行をする場合で、これらの旅行のうち一以上の前項各号のいずれかに該当する旅行をするときは、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。
 - 一 一以上の前項第一号に該当する旅行及び一以上の同項第二号に該当する旅行をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 二千円
 - 二 前項第三号に該当する旅行をする場合 二千円
 - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 千円
- 9 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路の利用料金の額とする。
- 10 宿泊料及び食卓料は、一夜当たり次の各号に規定する額を支給する。
 - 一 宿泊料 一万六千五百円
 - 二 食卓料 三千三百円
- 11 同一地域（旅費条例第二条第二項に規定する地域をいう。）内における旅行について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（自家用自動車による旅行を除く。）等を要する場合で、その実費額が当該旅行をする日において支給される公務雑費の定額を超える場合には、その超える部分の金額に相当

する額の鉄道賃、船賃又は車賃等を支給する。

全部改正〔平成一六年条例四〇号〕、一部改正〔平成二一年条例四一号・二二年六九号〕

第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一の甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不相当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。

追加〔平成八年条例二四号〕、一部改正〔平成一六年条例四〇号〕

第九条 議長、副議長及び議員で六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの基準日前一月以内に、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた者（当該これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百八十七・五、十二月に支給する場合においては百分の二百二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 前項において、任期満了等の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了等による選挙により再び議員となつた者に支給する当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。

全部改正〔昭和五九年条例二号〕、一部改正〔平成元年条例四三号・二年三八号・三年三四号・五年二七号・六年四七号・九年六六号・一一年六七号・一二年九二号・一三年七九号・一四年七四号・一五年五五号・一七年八七号・一八年九号・二〇年三九号・二一年六八号・二二年五七号〕

第十条 議員報酬の支給日は毎月十五日とし、期末手当の支給日は六月三十日及び十二月十日とする。ただし、これらの日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

2 支給日以前に議会が招集されているときは、前項の規定にかかわらず、議員報酬及び期末手当を繰り上げて支給することができる。

全部改正〔昭和五八年条例二一号〕、一部改正〔昭和六一年条例四四号・平成一四年七四号・二〇年三九号・二一年四七号〕

第十一条 議員報酬及び期末手当は、議長、副議長及び議員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への口座振替の方法により支給することができる。

追加〔昭和五九年条例二号〕、一部改正〔平成二〇年条例三九号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年九月一日から適用する。

2 この条例の規定につき、三重県職員等の旅費及び費用弁償の臨時特例に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十八号）に別段の規定があるときは、当該条例によるものとする。

3 三重県議会議員の報酬及び費用弁償条例（昭和三十年三重県条例第十九号）は廃止する。

4 第七条の規定による職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例附則第九項の規定は適用しない。

追加〔平成八年条例二四号〕

5 平成八年十月及び十一月に支給する議長、副議長及び議員の報酬の額については、第二条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の百分の十に相当する額を減じて得た額とする。

追加〔平成八年条例三九号〕

6 第七条の規定による旅費条例の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例第十五条第二項の規定は適用しない。

追加〔平成一二年条例九七号〕、一部改正〔平成一六年条例四〇号〕

7 平成二十一年六月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の二百十二・五」とあるのは、「百分の百九十二・五」とする。

追加〔平成二一年条例四七号〕

附 則（略）